平成３０年（フ）第８４号
函館市中道２丁目５番６号　ハイツジャスパー　105
債務者　村田奈津江
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第８５号
北海道松前郡松前町字豊岡292番地２
債務者　田中　佳美
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５１号
岡山県倉敷市玉島乙島6122番地63
債務者　足立　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
群馬県富岡市富岡375番地３　ファミーユ酢ノ瀬201
債務者　豊田　清次
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１３２号
埼玉県三郷市彦成１丁目15番地１　ブルーメ篠田202号室
債務者　石田　数馬（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１１号
さいたま市大宮区北袋町１丁目299番地８　ダイアパレス大宮208号
債務者　一法師達也
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
埼玉県所沢市花園１丁目2434番地の24
債務者　福田　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１３５号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目６番305号
債務者　植村　晃三
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０３号
埼玉県所沢市中新井１丁目17番地の１　マンションアムール201
債務者　野垣内清一
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２２号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目６番３－205号　ライフピア坂戸
債務者　沼倉　裕美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２５号
埼玉県所沢市大字山口137番地の５、前住所神奈川県秦野市西田原1282番地の１　ハーベスト301号
債務者　藤田　千里
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９３号
愛知県知立市来迎寺町広海道42番地１　コラソン102号
債務者　塩田　昭成
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第７９６号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目７番24号
債務者　出耒　大樹
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１５号
大阪市都島区内代町１丁目16番25―207号
債務者　高橋　麻里
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６４号
大阪市西淀川区歌島２丁目10番36号　一の丸荘503号室
債務者　塩山能理子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２７号
大阪市城東区中央３丁目７番３―402号
債務者　中隈剛史こと　鄭　　剛史（旧姓清本）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２８号
大阪市城東区中央３丁目７番３―402号
債務者　中隈千加子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部